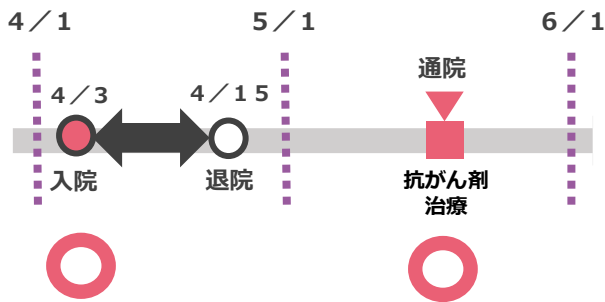


お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

がん治療給付金

お支払い できる場合

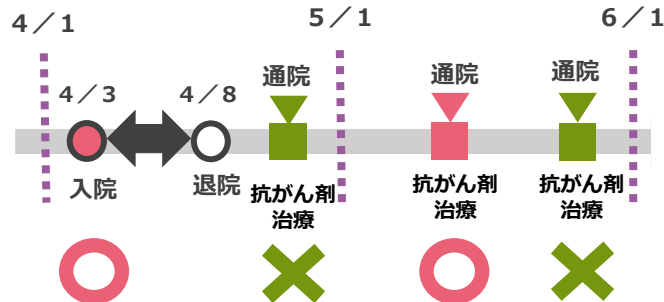
がんの治療のための入院をし、退院した月の翌月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のための入院をし、その翌月に、抗がん剤治療のための通院をしたため、4月および5月にそれぞれがん治療給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、その同一の月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、4月および5月にそれぞれがん治療給付金をお支払いした場合、それらと同一の月にした抗がん剤治療のための通院については、がん治療給付金をお支払いできません。

解説

- がん治療給付金のお支払いは同一の月で1回を限度とします。
- 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。